

頻出事例から原理原則を理解する！

法人税の損金をめぐる実務

2026年5月11日(月) 18:00～20:00

拓殖大学商学部教授 税理士 安部和彦

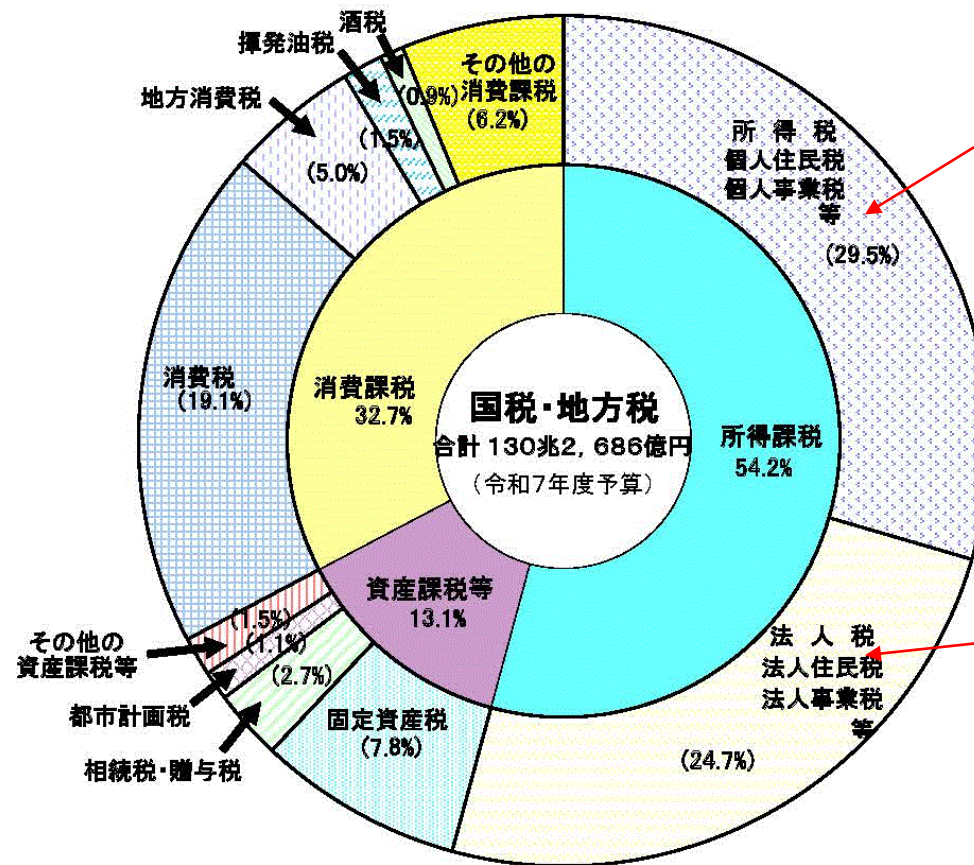
目次：前半

- 法人税の課税所得計算の基本：法人税法第22条の構造
- 企業会計準拠主義と別段の定め
- 確定決算主義と逆基準性
- 費用収益対応の原則と権利確定主義
- 法人税の損金と損金経理
- 法人税法における公正処理基準の意義

目次：後半

- 法人税の損金を巡るケーススタディ
 1. 賃貸用マンションのリフォーム費用の損金性
 2. 分掌変更により支払う役員退職給与の損金性
 3. 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義
 4. 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性
 5. 事業譲渡に伴って行った債権放棄の貸倒損失該当性
 6. 用途不明の商品券購入費用の損金性

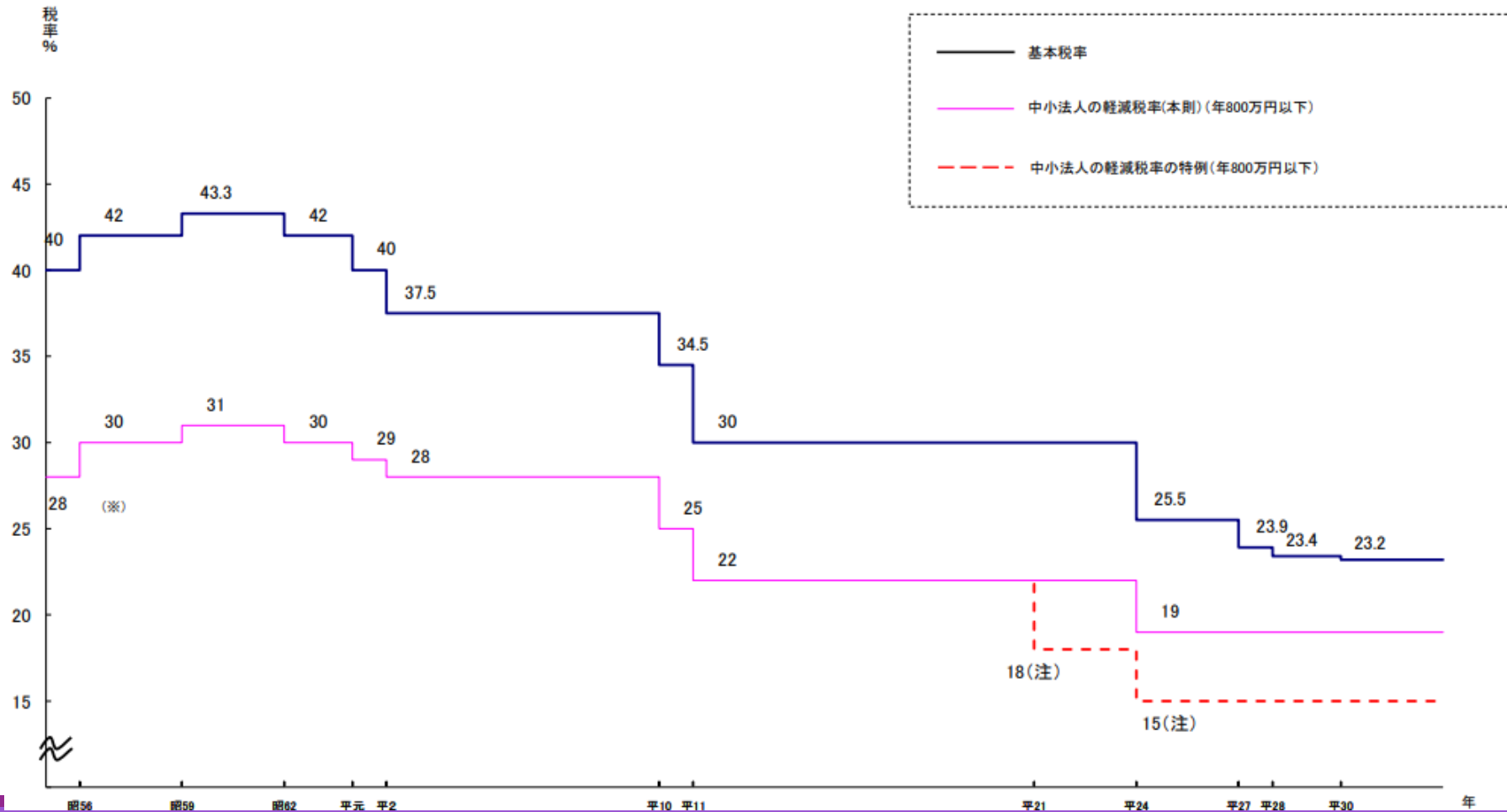
国税・地方税の内訳



わが国の基
幹税で最も
割合が高い

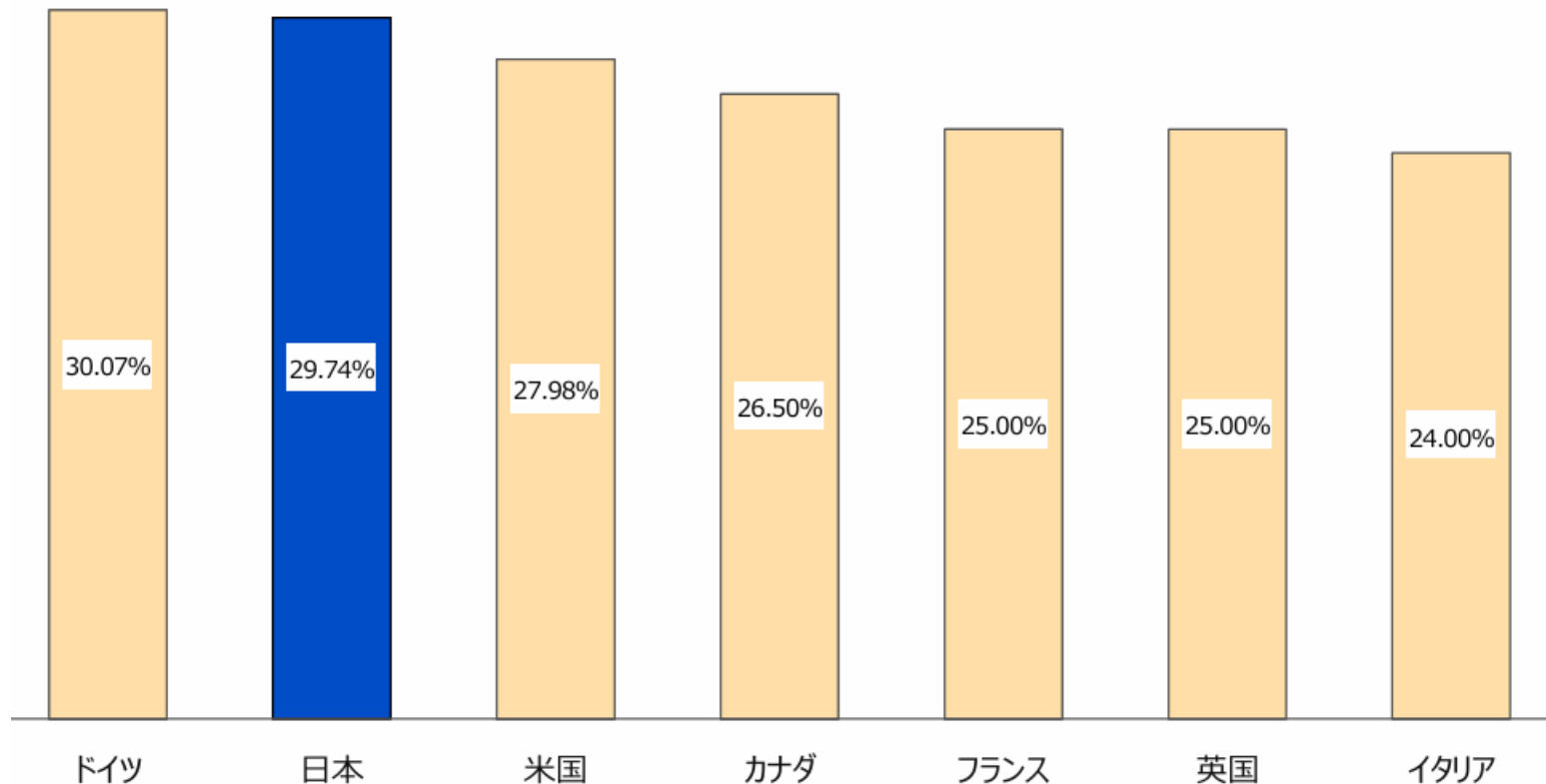
個人所得税よ
りもわずかに
割合が低い

法人税率の推移

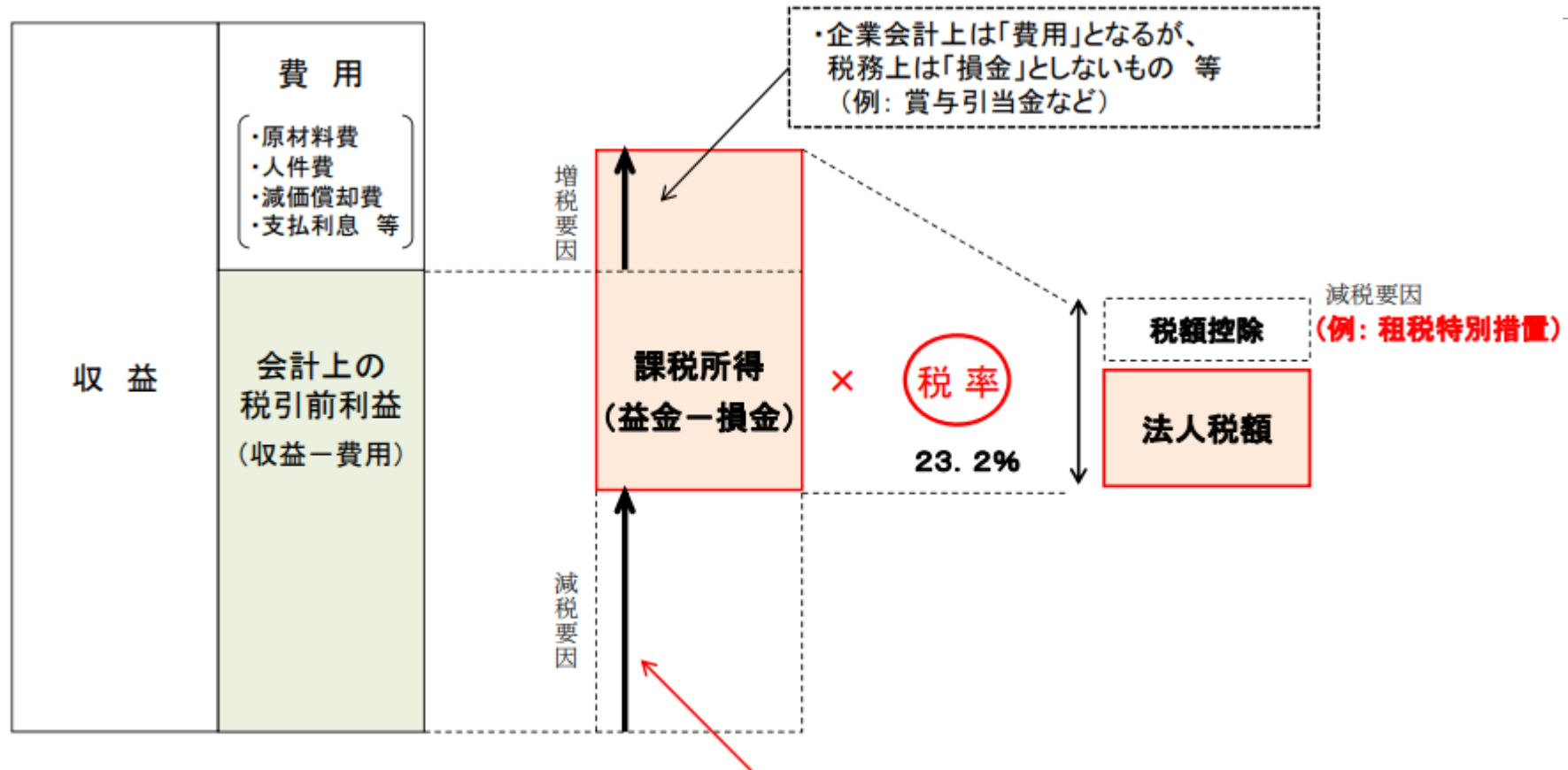


諸外国における法人実効税率の比較

(2025年1月現在)



法人税の課税ベース



- ・会計上は「費用」とならないが、税務上は「損金」とするもの (例: 欠損金の繰越控除、租税特別措置)
- ・会計上は「収益」となるが、税務上は「益金」としないもの (例: 受取配当の益金不算入)

法人税法第22条の構造

●法人税法第22条の全体像

規定	内容
第1項	課税所得計算の基本算式の提示 ⇒益金－損金
第2項	益金の意義
第3項	損金の意義
第4項	公正処理基準
第5項	資本等取引の意義

法人税法第22条の構造

● 法人税の課税対象

① 法人税の課税対象は「法人の所得」

第1項 第2項 第3項 第4項 第5項

第1項 第2項 第3項

第1項 第2項 第3項



法人の所得は「法人の所得」

● 法人税の課税対象に課税される法人の所得

② 法人税の課税対象

第1項

③ 法人税の課税対象

法人所得の意義

● 法人所得の意義(法人所得) 法人所得

法人所得の意義(法人所得) 法人所得

● 法人所得の意義(法人所得) 法人所得

① 法人所得(法人所得)

② 法人所得の意義(法人所得) 法人所得

③ 法人所得

法人所得の意義(法人所得) 法人所得

法人所得の意義(法人所得) 法人所得

法人所得の意義(法人所得) 法人所得

法人税法第22条の構造

● 法人税の課税対象

第1項 所得の総額

第2項 所得の総額

第3項 所得の総額

第4項 所得の総額

所得の総額が法人の所得

一 法人の所得は、その法人の所得の総額から、法人の所得の総額に算入されるべき所得を差し引いた額である。

一 法人の所得は、その法人の所得の総額から、法人の所得の総額に算入されるべき所得を差し引いた額である。
法人の所得は、その法人の所得の総額から、法人の所得の総額に算入されるべき所得を差し引いた額である。

企業会計と租税法(税務)会計

- 法人税の課税標準は、法人の所得である
- 法人の所得は、法人の収入から法人の費用を差し引いたものである
- 法人の収入は、法人の事業活動によって生じたものである
- 法人の費用は、法人の事業活動によって生じたものである
- 法人の所得は、法人の事業活動によって生じたものである
- 法人の所得は、法人の事業活動によって生じたものである

企業会計と租税法(税務)会計

- 一般に、**租税法**は、**企業会計**とは異なる観点から、企業会計とは異なる目的を以て制定される。租税法は、**課税**を目的とする。
- 租税法は、**企業会計**とは異なる観点から、企業会計とは異なる目的を以て制定される。租税法は、**課税**を目的とする。
- 租税法は、**企業会計**とは異なる観点から、企業会計とは異なる目的を以て制定される。租税法は、**課税**を目的とする。

法人税法第22条の構造

● 法人の所得の計算に関する規定（第22条の構造）

項目	内容
第1項	法人の所得は、その所得の計算に当たっては、第22条第1項第1号から第10号までを適用する。
第2項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第3項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第4項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第5項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第6項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第7項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第8項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第9項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第10項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第11項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。
第12項	第1項第1号から第10号までの規定は、第22条第1項第1号から第10号までの規定を適用する。

法人税法第22条の構造

● 法人の課税対象となる所得の種類

所得の種類	課税対象となる所得の種類
第1号	営業所得
第2号	不動産所得
第3号	雑所得

法人税法65条と別段の定め

- 法人の所得（第65条）

法人の所得は、その法人の事業年度の所得をいう。この場合、第64条第1項第1号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第2号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。第64条第1項第3号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第4号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。

- 法人の所得（別段）

法人の所得は、その法人の事業年度の所得をいう。この場合、第64条第1項第1号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第2号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。第64条第1項第3号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第4号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。

- 法人の所得（別段）

法人の所得は、その法人の事業年度の所得をいう。この場合、第64条第1項第1号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第2号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。第64条第1項第3号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第4号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。

法人の所得は、その法人の事業年度の所得をいう。この場合、第64条第1項第1号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第2号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。第64条第1項第3号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入する。第64条第1項第4号の所得は、その法人の事業年度の所得に算入しない。

法人税法第22条の構造



確定決算主義

●確定決算主義（確定決算主義）

●確定決算主義、各事業年度終了後の決算期に於いて、
① 確定決算主義、**確定決算主義**、**確定決算主義**
② 確定決算主義、**確定決算主義**、**確定決算主義**

●確定決算主義、各事業年度終了後、**確定決算主義**、**確定決算主義**

●確定決算主義、各事業年度終了後、**確定決算主義**、**確定決算主義**

●確定決算主義、各事業年度終了後、**確定決算主義**、**確定決算主義**

確定決算主義

● 確定決算主義 (確定決算主義)

● 確定 決算 (確定決算)

確定決算主義とは、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。確定決算主義は、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。

確定決算主義は、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。確定決算主義は、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。

● 確定決算主義 (確定決算主義)

確定決算主義とは、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。確定決算主義は、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。

確定決算主義とは、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。確定決算主義は、事業年度の終了時において、事業年度の収益と費用とを算定し、その差額を利益と見做すことである。

会計の三重構造

① 企業会計、税務会計、簿記会計、財務会計の4種類は、
企業会計が基礎となり、税務会計、簿記会計、財務会計は
企業会計を基礎として構築されている。

② 企業会計の基礎となる簿記会計が、税務会計の基礎となる。

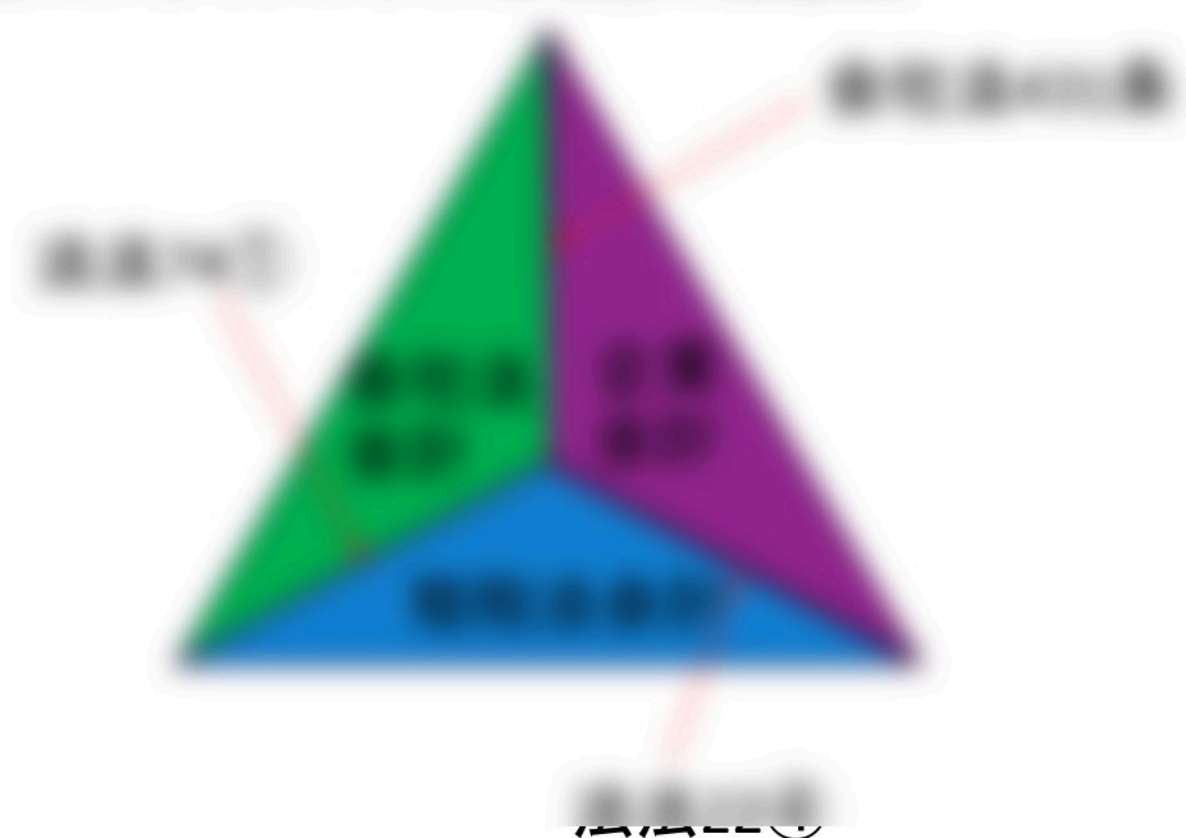


会計のトライアングル体制

- 経営者、監査役、会計士による「経営者-監査役-会計士」のトライアングル体制が、企業経営の健全性を確保する。
- 企業が正常に経営されている場合は
① 経営者が会計士に依頼して会計士が監査役を監査する
② 監査役が経営者に報告する
③ 経営者が監査役の報告を踏まえて経営方針を決定する
- 企業が正常に経営されていない場合は
① 監査役が経営者に報告する
② 経営者が監査役の報告を踏まえて経営方針を決定する

会計のトライアングル体制

● 会計のトライアングル体制の構成要素



会計の三重構造とトライアングル体制

- 経営者から、専らその利益が優先される
- 税務上の観点から優先される
- 従業員から、給与や福利厚生に優先される
- 債権者から、優先的に返済が求められる
- 債権者から、優先的に返済が求められる
- 債権者から、優先的に返済が求められる

逆基準性

- 逆基準性とは、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。

- 逆基準性とは、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。例えば、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。例えば、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。

- 逆基準性とは、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。例えば、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。例えば、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。

- 逆基準性とは、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。例えば、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。例えば、標準的な基準を逆にして、基準を定めることである。

權利確定主義

權利確定主義，係指權利之內容應由法律明確規定，不得由行政機關或法院任意擴張或縮小其範圍。其目的在於保障人民對法律之預期，並防止行政機關或法院濫用權力。

權利確定主義之核心在於法律之明確性。

權利確定主義之要求，在於法律應明確規定權利之內容、範圍及行使方式。若法律規定不明確，則違反權利確定主義。

權利確定主義之重要性，在於保障人民之自由與財產。若權利內容不明確，則人民將無法預期其行為之法律效果，進而影響其自由與財產之安全。

債務確定主義

● 債務確定主義，係指債權人得依債權之內容，請求債務人履行債務，而不受債務人財產狀況之影響。

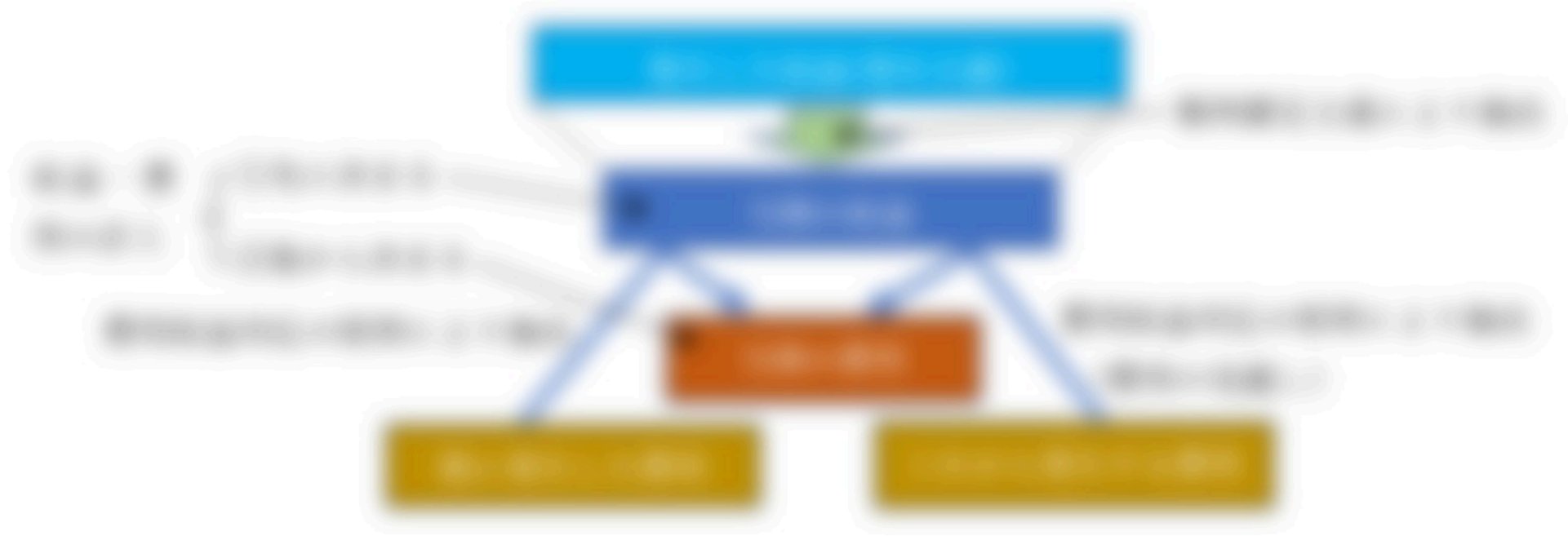
● 其與債權人得依債權之內容，請求債務人履行債務，而不受債務人財產狀況之影響。

債權人得依債權之內容，請求債務人履行債務，而不受債務人財產狀況之影響。此即所謂之債務確定主義。其與債權人得依債權之內容，請求債務人履行債務，而不受債務人財產狀況之影響。其與債權人得依債權之內容，請求債務人履行債務，而不受債務人財產狀況之影響。其與債權人得依債權之內容，請求債務人履行債務，而不受債務人財產狀況之影響。

一債權人得依債權之內容，請求債務人履行債務，而不受債務人財產狀況之影響。

費用収益対応の原則と権利確定主義

（この原則は、権利確定主義の原則と一致する）



公正处理基準

● 公正处理基準の概要

公正处理基準は、公正处理の目的を達成するために、公正处理の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、公正处理の目的を達成することを目的とする。

● 公正处理の目的

公正处理の目的は、公正处理の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、公正处理の目的を達成することを目的とする。

公正处理の目的は、公正处理の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、公正处理の目的を達成することを目的とする。

公正处理の目的は、公正处理の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、公正处理の目的を達成することを目的とする。

公正处理の目的は、公正处理の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、公正处理の目的を達成することを目的とする。

公正处理基準

● 公正处理基準の目的

● 公正处理基準の適用範囲

公正处理基準は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を促進することを目的として制定された。この基準は、労働者の健康と安全を確保し、労働者の生活水準を向上させることを目指している。また、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を促進することを目的として制定された。この基準は、労働者の健康と安全を確保し、労働者の生活水準を向上させることを目指している。

● 公正处理基準の適用範囲

● 公正处理基準の適用範囲

公正处理基準

● 公正处理基準は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を促進するものである。

● 公正处理基準は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を促進するものである。労働者の権利を保護し、労働条件の改善を促進する。労働者の権利を保護し、労働条件の改善を促進する。労働者の権利を保護し、労働条件の改善を促進する。



目次：後半

- 個人間の関係性を考える～実践の手引き
- ① 関係性の中で自分の役割をどう果たすのか
- ② 関係性の中で自分の役割をどう果たすのか
- ③ 関係性の中で自分の役割をどう果たすのか
- ④ 関係性の中で自分の役割をどう果たすのか
- ⑤ 関係性の中で自分の役割をどう果たすのか
- ⑥ 関係性の中で自分の役割をどう果たすのか
- ⑦ 関係性の中で自分の役割をどう果たすのか

ケース1: 賃貸用マンションのリフォーム費用の損金性

Q 私は不動産管理会社を経営しており、当該法人が都内に賃貸マンションを所有しております。

当該賃貸マンションは築年数が既に20年を経過していたため、新たに最新鋭のシステムキッチン及びユニットバスに交換いたしました。これは、当該マンションの居住用機能を回復させるために必要不可欠な工事であると認識しており、不動産管理会社の法人税の申告においては、その際に要した工事費を全額修繕費として損金に算入しております。

ところが、先日受けた税務調査で、調査官から「今回のリフォームは既存の台所及び浴室を解体し、新たにシステムキッチン及びユニットバスに交換したもので、当該取替費用は、通常必要と考えられる修繕に係る費用とは認められず、賃貸マンションの建物自体の価値を高めるものであるから、資本的支出に該当する。」と言い渡されました。

今般のリフォーム費用を修繕費として損金算入するのは誤った経理処理なのでしょうか、教えてください。

ケース1: 賃貸用マンションのリフォーム費用の損金性

1. 敷金返還請求権の発生要件
敷金返還請求権は、賃貸借契約終了後、賃貸人が賃借人に返還すべきものである。しかし、賃貸借契約終了後、賃借人が賃貸物件を返却する際に、賃貸物件に損傷が生じた場合、賃貸人は敷金を留保し、その損傷を修復する費用を請求することができる。この場合、敷金は賃貸借契約の履行の一部として、賃貸人が賃借人に返還する義務を負っている。したがって、敷金の留保は、賃貸借契約の履行の一部として、賃貸人が賃借人に返還する義務を負っている。したがって、敷金の留保は、賃貸借契約の履行の一部として、賃貸人が賃借人に返還する義務を負っている。

2. 敷金留保の正当性
敷金留保の正当性は、賃貸借契約の履行の一部として、賃貸人が賃借人に返還する義務を負っている。したがって、敷金の留保は、賃貸借契約の履行の一部として、賃貸人が賃借人に返還する義務を負っている。したがって、敷金の留保は、賃貸借契約の履行の一部として、賃貸人が賃借人に返還する義務を負っている。したがって、敷金の留保は、賃貸借契約の履行の一部として、賃貸人が賃借人に返還する義務を負っている。

ケース1: 賃貸用マンションのリフォーム費用の損金性



ケース1: 賃貸用マンションのリフォーム費用の損金性

- 賃貸用マンションのオーナーが、賃貸用マンションの共用部分（エレベーター、廊下、階段等）をリフォームした費用は、その費用の50%が損金として認められる。
- 賃貸用マンションのオーナーが、賃貸用マンションの共用部分（エレベーター、廊下、階段等）をリフォームした費用は、その費用の50%が損金として認められる。
- 賃貸用マンションのオーナーが、賃貸用マンションの共用部分（エレベーター、廊下、階段等）をリフォームした費用は、その費用の50%が損金として認められる。
- 賃貸用マンションのオーナーが、賃貸用マンションの共用部分（エレベーター、廊下、階段等）をリフォームした費用は、その費用の50%が損金として認められる。

ケース1: 賃貸用マンションのリフォーム費用の損金性

＜事例の概要＞

- 株式会社Aは、東京都内に賃貸用マンションを所有し、管理業務を株式会社Bに委託している。2023年度、AはBに対して、マンションの共同部分の修繕費として、Bから請求された金額をAが支払った。

＜争点の整理＞

- 争点1: AがBから支払った修繕費が、Aの損金として認められるかどうか。
Aは、Bからの請求書に基づき、共同部分の修繕費を支払ったが、BはAに対して、共同部分の修繕費を支払ったにもかかわらず、Aに対して請求した金額をAが支払った。Aは、Bからの請求書に基づき、共同部分の修繕費を支払ったが、BはAに対して、共同部分の修繕費を支払ったにもかかわらず、Aに対して請求した金額をAが支払った。

- 争点2: AがBから支払った修繕費が、Aの損金として認められるかどうか。
Aは、Bからの請求書に基づき、共同部分の修繕費を支払ったが、BはAに対して、共同部分の修繕費を支払ったにもかかわらず、Aに対して請求した金額をAが支払った。Aは、Bからの請求書に基づき、共同部分の修繕費を支払ったが、BはAに対して、共同部分の修繕費を支払ったにもかかわらず、Aに対して請求した金額をAが支払った。

ケース1: 賃貸用マンションのリフォーム費用の損金性

1. 概要

本件は、賃貸用マンションのオーナーが、当該マンションの共用部分（エレベーターホール、廊下等）をリフォームするために、費用を支出した事に関するものである。オーナーは、当該費用を損金として計上し、所得税の控除を求めた。税務当局は、当該費用が損金として計上できないと判断した。本件は、最高裁判所に上訴された。最高裁判所は、当該費用が損金として計上できることを判断した。

本件は、賃貸用マンションのオーナーが、当該マンションの共用部分（エレベーターホール、廊下等）をリフォームするために、費用を支出した事に関するものである。オーナーは、当該費用を損金として計上し、所得税の控除を求めた。税務当局は、当該費用が損金として計上できないと判断した。本件は、最高裁判所に上訴された。最高裁判所は、当該費用が損金として計上できることを判断した。

本件は、賃貸用マンションのオーナーが、当該マンションの共用部分（エレベーターホール、廊下等）をリフォームするために、費用を支出した事に関するものである。オーナーは、当該費用を損金として計上し、所得税の控除を求めた。税務当局は、当該費用が損金として計上できないと判断した。本件は、最高裁判所に上訴された。最高裁判所は、当該費用が損金として計上できることを判断した。

2. 結論

ケース2: 分掌変更により支払う役員退職給与の損金性

Q わが社は前会長Aが約50年前に創業した会社で、株式会社化した40年前からAが代表取締役を務めていました。

Aも高齢となり、取締役会でその娘婿であるBに代表取締役の地位を譲り、相談役に退きました。それに伴い、報酬の額は代表取締役の時の3分の1にまで減額されております。同時に、それまでの多大な貢献に報いるため、規定に基づきAに対し役員退職慰労金1億5,000万円を支給する旨を取締役会で決議し、支給したところです。株式会社Xは、当該役員退職慰労金を全額損金の額に算入しました。

ところが、今般受けた税務調査で、Aは代表取締役退任後も引き続き相談役としてX社の経営に関与し、対内的にも対外的にもX社の経営上の重要な地位を占めているものと判断されることから、実質的にX社を退職したと同様の事情にあったとは認められないとして、Aに対する役員退職慰労金の損金算入が否認されました。

当該指摘には納得がいかないのですが、いかがでしょうか？

ケース2:分掌変更により支払う役員退職給与の損金性

1. 役員退職給与の損金性に関する考え方

役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与であり、役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与であり、役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与である。

役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与であり、役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与であり、役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与である。

役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与であり、役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与であり、役員退職給与は、役員が退職したときに支払われる給与である。

ケース2:分掌変更により支払う役員退職給与の損金性

2. 役員退職給与の損金性(役員退職給与の損金性)

役員退職給与の損金性は、役員退職給与の支払額が、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額を超過する場合は、超過部分の役員退職給与の支払額は損金に算入されず、役員退職給与の支払額は損金に算入される。

(役員退職給与)

役員退職給与の損金性は、役員退職給与の支払額が、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額を超過する場合は、超過部分の役員退職給与の支払額は損金に算入されず、役員退職給与の支払額は損金に算入される。

ケース2:分掌変更により支払う役員退職給与の損金性

1. 役員退職給与の損金性

2. 役員退職給与の損金性

役員退職給与の損金性は、役員退職給与の支払額が、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額を超過する場合は、超過する部分の金額は損金に算入されず、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額までは損金に算入される。

役員退職給与の支払額が、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額を超過する場合は、超過する部分の金額は損金に算入されず、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額までは損金に算入される。

役員退職給与の支払額が、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額を超過する場合は、超過する部分の金額は損金に算入されず、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額までは損金に算入される。

役員退職給与の支払額が、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額を超過する場合は、超過する部分の金額は損金に算入されず、役員退職給与の支払額に相当する役員退職給与の支払額までは損金に算入される。

は50%以上の減少をしたこと。

ケース2:分掌変更により支払う役員退職給与の損金性

1. 役員退職給与の損金性に関する規定は、役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額である限り、損金として認められる。

2. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額である限り、損金として認められる。

3. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額である限り、損金として認められる。

4. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額である限り、損金として認められる。

5. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額である限り、損金として認められる。

6. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額である限り、損金として認められる。

の上記主張は採用することができない

ケース2:分掌変更により支払う役員退職給与の損金性

1. 役員退職給与の損金性(役員退職給与の損金性)

役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。

2. 役員退職給与の損金性(役員退職給与の損金性)

役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。

役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。

役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。

役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。役員退職給与は、役員が退職したとき、退職金として支払われる。

3. 役員退職給与の損金性(役員退職給与の損金性)

ケース2:分掌変更により支払う役員退職給与の損金性

1. 役員退職給与の損金性に関する規定は、役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を限度として認められる。

2. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

3. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

4. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

5. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

6. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

7. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

8. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

9. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

10. 役員退職給与の支払額が役員退職給与の支払額に相当する額を超過する場合は、超過する部分は損金として認められない。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

Q 私は、北陸地方において日本酒の酒造メーカーである株式会社Aにおいて、経理部長を務めております。近年、健康志向の高まりによる「低アルコール」飲料へのシフトといった要因により、日本酒の国内出荷量は低迷しておりますが、わが社は比較的高価格帯の「特定名称酒」に力を入れており、お陰様で根強い支持をいただいているところです。

わが社のこのような経営基盤を築いた功労者は、間違いなく先代の会長と、その奥様である元取締役であるといえます。そこで、一昨年、お二方の長年の貢献と労苦に報いるため、退職慰労金を支払っております。ところが、最近受けた税務調査で、調査官から、当該役員退職慰労金は、同業他社の事例と比較してかなり高いことから、「不相当に高額な部分の金額」があるため、その金額については損金の額に算入されないと言われました。

最近出た裁判例で、酒造メーカーの役員給与について争われた事案があり、それでは創業者に対して支払われた役員退職金がわが社のケースよりも高いにもかかわらず認容されたと聞きます。今後どのように対応したらよいのでしょうか、教えてください。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

この部分のテキストは非常にぼやけており、具体的な内容が読み取れません。おそらく、役員給与の決定プロセスや「不相当に高額な部分」の判断基準に関する説明が記載されていると推測されます。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

- 役員給与の決定は、取締役会が決議するものとする。
- 役員給与の決定は、取締役会が決議するものとする。
- 役員給与の決定は、取締役会が決議するものとする。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

1. 役員給与の課税上の取り扱い

- 役員給与は、役員報酬、役員退任金、役員退職慰労金、役員退職金、役員退職給付金、役員退職給付金等として課税される。

2. 役員給与の課税上の取り扱い

役員給与は、役員報酬、役員退任金、役員退職慰労金、役員退職金、役員退職給付金、役員退職給付金等として課税される。

- 役員給与は、役員報酬、役員退任金、役員退職慰労金、役員退職金、役員退職給付金、役員退職給付金等として課税される。
- 役員給与は、役員報酬、役員退任金、役員退職慰労金、役員退職金、役員退職給付金、役員退職給付金等として課税される。
- 役員給与は、役員報酬、役員退任金、役員退職慰労金、役員退職金、役員退職給付金、役員退職給付金等として課税される。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

- 1. 取締役の報酬に関する事項を定めた取締役報酬規程が、取締役の報酬の決定に当たって重要な役割を果たしている。
- 2. 取締役報酬規程は、取締役の報酬の決定に当たって重要な役割を果たしている。
- 3. 取締役報酬規程は、取締役の報酬の決定に当たって重要な役割を果たしている。
- 4. 取締役報酬規程は、取締役の報酬の決定に当たって重要な役割を果たしている。
- 5. 取締役報酬規程は、取締役の報酬の決定に当たって重要な役割を果たしている。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

1. 役員給与の課税

役員給与は、役員報酬として課税される。役員報酬は、役員報酬として課税される。役員報酬は、役員報酬として課税される。

2. 役員給与の課税

役員給与は、役員報酬として課税される。役員報酬は、役員報酬として課税される。役員報酬は、役員報酬として課税される。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

- 1. 役員給与の水準
- 2. 役員給与の水準が相当かどうかの判断
- 3. 役員給与の水準が相当かどうかの判断
- 4. 役員給与の水準が相当かどうかの判断

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

1. 役員給与の決定

● 役員給与は、取締役会が決議する。取締役会が決議する役員給与は、取締役会が決議する役員給与である。

2. 役員給与の決定

● 役員給与の決定は、取締役会が決議する。取締役会が決議する役員給与は、取締役会が決議する役員給与である。

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

- 1. 役員給与の水準
- 2. 役員給与の決定
- 3. 役員給与の決定に当たっての考慮事項
- 4. 役員給与の決定に当たっての考慮事項
- 5. 役員給与の決定に当たっての考慮事項
- 6. 役員給与の決定に当たっての考慮事項
- 7. 役員給与の決定に当たっての考慮事項
- 8. 役員給与の決定に当たっての考慮事項
- 9. 役員給与の決定に当たっての考慮事項
- 10. 役員給与の決定に当たっての考慮事項

ケース3: 役員給与における「不相当に高額な部分」の意義

- 1. 役員給与の決定
- 2. 役員給与の決定
- 3. 役員給与の決定
- 4. 役員給与の決定

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

Q わが社は一昨年に創業50周年を迎え、昨年3月の決算期前の週末に、全従業員を対象に温泉旅館を貸し切って1泊2日の「感謝の夕べ」を開催しました。

当該「感謝の夕べ」においては、日ごろの従業員の労苦に報いるため、バスをチャーターして温泉旅館を訪れ、夜はプロの芸人によるコントやものまねのショーが執り行われました。当日の参加者は全従業員の9割を超え、帰社後にとったアンケートの回答の多くは「仕事へのモチベーション向上につながった」と肯定的なものでした。

わが社は、昨年3月期の法人税の申告に関し、上記「感謝の夕べ」に要した諸費用をすべて福利厚生費としました。ところが、先日受けた税務調査で調査官は、その金額が総額約1,200万円と高額であることから、同条第3項の「通常要する費用」の範囲を超えているため、交際費等に該当するとして、全額損金不算入となる旨言い渡されました。

しかし、参加者一人当たり直せば約24,000円に過ぎず、交通費を含めた一泊旅行としては比較的リーズナブルといえます。したがって、当該支出は交際費には該当しないものと考えられますが、いかがでしょうか。

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

1. 株式会社Aは、従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性を争う。Aは、この費用が損金に充当できると主張する。一方、Bは、この費用が損金に充当できないと主張する。この争いを解決するために、裁判所は、この費用が損金に充当できるかどうかを判断する。裁判所は、この費用が損金に充当できるかどうかを判断するために、この費用が損金に充当できるかどうかを判断する。裁判所は、この費用が損金に充当できるかどうかを判断するために、この費用が損金に充当できるかどうかを判断する。

2. 株式会社Aは、従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性を争う。Aは、この費用が損金に充当できると主張する。一方、Bは、この費用が損金に充当できないと主張する。この争いを解決するために、裁判所は、この費用が損金に充当できるかどうかを判断する。裁判所は、この費用が損金に充当できるかどうかを判断するために、この費用が損金に充当できるかどうかを判断する。裁判所は、この費用が損金に充当できるかどうかを判断するために、この費用が損金に充当できるかどうかを判断する。

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

1. 事案の概要

■ 当事業年度に、株式会社A（以下「A社」という。）は、従業員に対する慰安の目的で、毎月1回、従業員全員を対象とした「感謝の夕べ」を開催している。この「感謝の夕べ」は、A社の本社ビル内の宴会場において、従業員全員が参加し、懇話会やゲームなどを行う。この「感謝の夕べ」に要する費用は、A社の経費として計上されている。

■ 「感謝の夕べ」に要する費用は、A社の経費として計上されている。この「感謝の夕べ」は、A社の本社ビル内の宴会場において、従業員全員が参加し、懇話会やゲームなどを行う。この「感謝の夕べ」に要する費用は、A社の経費として計上されている。

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

1. 事例の概要

● 株式会社Aは、従業員への慰安の目的で、毎年12月に「感謝の夕べ」を開催している。この「感謝の夕べ」は、従業員とその家族を対象とした懇親会であり、会場はホテルを借りて開催される。費用はすべて会社負担である。

● 株式会社Aは、この「感謝の夕べ」の開催費用を、役員報酬の増額に充当している。この増額は、役員報酬の増額として課税される。

2. 争点

● 株式会社Aは、この「感謝の夕べ」の開催費用を、役員報酬の増額に充当している。この増額は、役員報酬の増額として課税される。しかし、この費用は、従業員への慰安の目的で実施されているため、損金として認められるべきである。この点について争点が生じた。

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

① 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

② 損金性

● 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用は、事業の用に供するものとして認められるため、損金として認められる。

● 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用は、事業の用に供するものとして認められるため、損金として認められる。

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

- 1. 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性
- 2. 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性
- 3. 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性
- 4. 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

合して判断するのが相当である

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

1. 事例の概要

2. 経緯

当事業主は、従業員への慰安の目的で「感謝の夕べ」を実施する。この「感謝の夕べ」は、従業員が業務に専念できるように、業務終了後に実施される。この「感謝の夕べ」は、従業員が業務に専念できるように、業務終了後に実施される。この「感謝の夕べ」は、従業員が業務に専念できるように、業務終了後に実施される。

この「感謝の夕べ」は、従業員への慰安の目的で実施される。この「感謝の夕べ」は、従業員への慰安の目的で実施される。この「感謝の夕べ」は、従業員への慰安の目的で実施される。

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

- 1. 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性
- 2. 損金性
- 3. 損金性
- 4. 損金性
- 5. 損金性

ケース4: 従業員への慰安の目的で実施する「感謝の夕べ」に要する費用の損金性

項目	内容
1. 経費の発生	「感謝の夕べ」を実施するために、従業員に夕食を振舞うための費用が発生した。
2. 経費の帰属	この費用は、従業員の慰安を目的として発生したため、従業員の福利厚生費に帰属する。
3. 損金性の判断	この費用は、従業員の福利厚生費に帰属するため、損金として認められる。

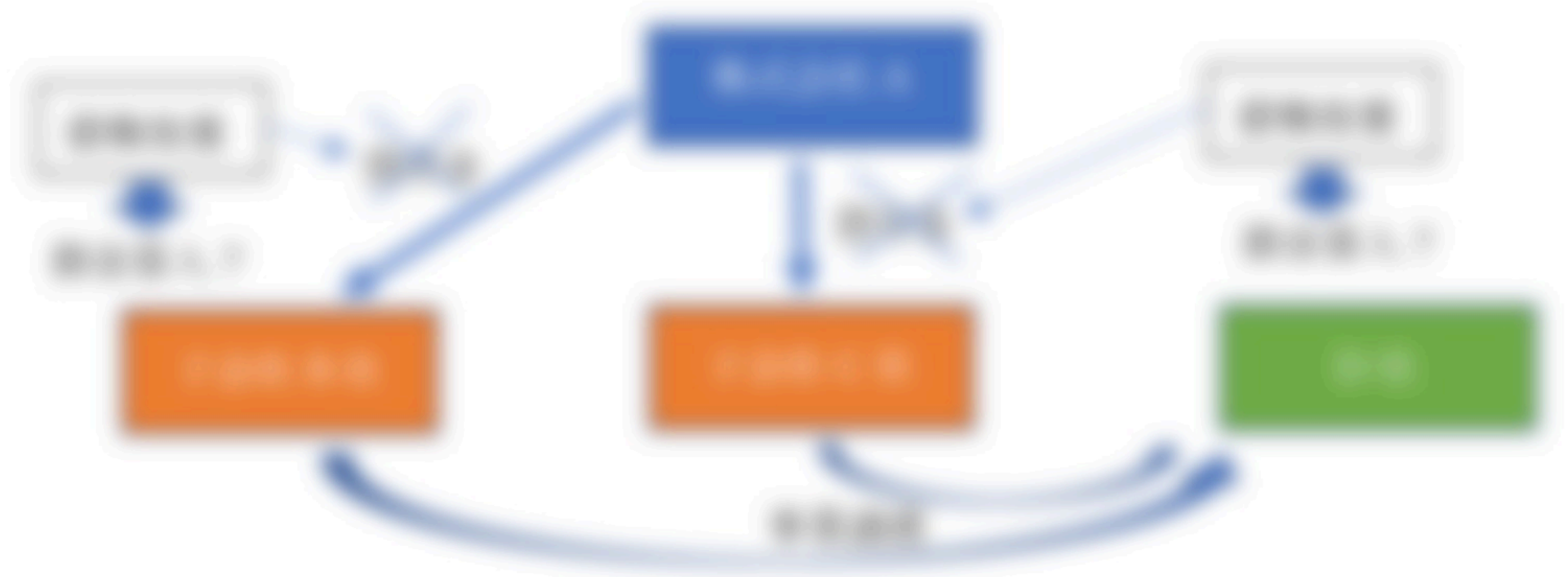
ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄の貸倒損失該当性

Q 私は関東地方で飲食店チェーンを経営する株式会社Aにおいて経営企画室長をしております。これまで当社グループは、創業の居酒屋チェーンを中心にM&Aにより順調に事業を拡大してきましたが、中には伸び悩む業態の子会社もあります。

そこで、親会社であるA社は、子会社B社及びC社の2社の事業をグループ会社のD社に事業譲渡を行うとともに、当該子会社(いずれも事業譲渡後に清算)に対する金銭債権について債権放棄を行い、その金額をA社の法人税の申告上、損金に算入しました。なお、当該債権放棄は、子会社2社の特別清算手続において、A社と子会社2社との間の契約により行われたものです。

ところが、先日税務調査でA社を訪れた国税局の調査官は、A社が行った子会社2社に対する債権放棄は法人税基本通達の定める要件を満たしていないことから、損金算入可能な貸倒損失ではなく、むしろ法人税法第37条に規定される寄附金に該当するものと指摘してきました。この点につきどう考えるのが妥当でしょうか、教えてください。

ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄の貸倒損失該当性



ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄 の貸倒損失該当性

1. 当事業譲渡に伴って債権放棄を行った貸倒損失の発生に当たっては、債権放棄の事実が、貸倒損失の発生に直接の原因となることが必要である。債権放棄の事実が、貸倒損失の発生に直接の原因となることがない限り、貸倒損失の発生は、債権放棄の事実とは無関係である。債権放棄の事実が、貸倒損失の発生に直接の原因となることがない限り、貸倒損失の発生は、債権放棄の事実とは無関係である。

2. 当事業譲渡に伴って債権放棄を行った貸倒損失の発生に当たっては、債権放棄の事実が、貸倒損失の発生に直接の原因となることが必要である。債権放棄の事実が、貸倒損失の発生に直接の原因となることがない限り、貸倒損失の発生は、債権放棄の事実とは無関係である。債権放棄の事実が、貸倒損失の発生に直接の原因となることがない限り、貸倒損失の発生は、債権放棄の事実とは無関係である。

ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄の貸倒損失該当性

1. 債権放棄の概要

2. 貸倒損失の発生原因と貸倒損失の発生額

貸倒損失の発生原因は、事業譲渡に伴って行った債権放棄によるものである。貸倒損失の発生額は、債権放棄の金額に相当するものである。

貸倒損失の発生額は、債権放棄の金額に相当するものである。貸倒損失の発生額は、債権放棄の金額に相当するものである。

ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄の貸倒損失該当性

1. 債権放棄の概要

■ 債権放棄の概要(貸倒損失発生前)

貸倒損失発生前、貸倒損失発生後、貸倒損失発生後の債権放棄の概要を説明する。貸倒損失発生前、貸倒損失発生後、貸倒損失発生後の債権放棄の概要を説明する。貸倒損失発生前、貸倒損失発生後、貸倒損失発生後の債権放棄の概要を説明する。

■ 貸倒損失発生後の債権放棄の概要

貸倒損失発生後の債権放棄の概要を説明する。貸倒損失発生後の債権放棄の概要を説明する。貸倒損失発生後の債権放棄の概要を説明する。

ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄 の貸倒損失該当性

○ 債権放棄の要件は、債権者が債権の放棄を決定するに当たって、債務者の破産等による債権の回収不能を前提として、債権の放棄を決定することである。

● 債権放棄の要件は、債権者が債権の放棄を決定するに当たって、債務者の破産等による債権の回収不能を前提として、債権の放棄を決定することである。

○ 債権放棄の要件は、債権者が債権の放棄を決定するに当たって、債務者の破産等による債権の回収不能を前提として、債権の放棄を決定することである。

○ 債権放棄の要件は、債権者が債権の放棄を決定するに当たって、債務者の破産等による債権の回収不能を前提として、債権の放棄を決定することである。

○ 債権放棄の要件は、債権者が債権の放棄を決定するに当たって、債務者の破産等による債権の回収不能を前提として、債権の放棄を決定することである。

8,294万6,785円を下回る部分の取消しを求める事案である。

ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄の貸倒損失該当性

- 1. 債権放棄の要件
- 2. 債権放棄の目的
- 3. 債権放棄の時期
- 4. 債権放棄の相手
- 5. 債権放棄の金額
- 6. 債権放棄の記録
- 7. 債権放棄の承認
- 8. 債権放棄の通知
- 9. 債権放棄の公示
- 10. 債権放棄の完了

ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄 の貸倒損失該当性

【背景】

（1）譲渡前

譲渡前、貸倒損失発生を懸念し、債権放棄を行った。債権放棄は、貸倒損失発生を回避する手段として行われた。債権放棄は、貸倒損失発生を回避する手段として行われた。

（2）譲渡後

譲渡後、債権放棄を行った。債権放棄は、貸倒損失発生を回避する手段として行われた。債権放棄は、貸倒損失発生を回避する手段として行われた。

ケース5: 事業譲渡に伴って行った債権放棄の貸倒損失該当性

- 1. 債権放棄の事実
- 2. 債権放棄の目的
- 3. 債権放棄の時期
- 4. 債権放棄の相手

とは認められないと判断した

ケース6: 使途不明の商品券購入費用の損金性

Q 私は、医療機関向けの人材派遣や情報サービスの提供を行っている株式会社Yで総務部長を務めております。私は、これまでの銀行員としての経験を踏まえ、適切なガバナンスが機能するような組織体制を構築すべく、管理部門の充実に柱とした組織改革を矢継ぎ早に行ってきました。

しかし、最後まで手付かずだったのが、代表取締役の特別勘定でした。これが先日受けた税務調査で問題となっております。すなわち、代表取締役Zが最近熱心に取り組んでいる、日本の伝統的な価値観に根差した道徳教育の普及に関し、それを学校教育の現場で実践しようということで、Zが学校法人Xの理事長に就任したことに伴い、当社から代表取締役特別勘定を通じて支出される金銭等が問題となりました。問題となった支出は、学校法人に対する商品券500万円分の購入費用で、交際費として計上しましたが、800万円の定額控除限度額の範囲内であるため、全額損金に算入していました。担当者の説明では、それらの商品券は、学校教育で使用するPCや図書を購入費用に充てられたはずであるとのことでした。

しかし、当社は、その証拠書類を徴収していないため、調査官は、当該支出は交際費ではなく寄附金に該当するとして、損金性を否認してきました。この点につき当社としてどう対応すべきでしょうか、教えてください。

ケース6: 使途不明の商品券購入費用の損金性

- 法人が商品券を購入し、その商品券を従業員に配布した
- 商品券は、従業員が任意で商品を購入するために使用された
- 商品券の購入費用は、従業員の福利厚生費として損金に計上された
- 商品券の購入費用は、従業員の福利厚生費として損金に計上された

ケース6: 使途不明の商品券購入費用の損金性

1. 概要

2. 事案の経緯

3. 争点

4. 争点の争論

5. 結論

6. 参考資料

7. 参考事例

8. 参考資料

9. 参考事例

10. 参考資料

11. 参考事例

12. 参考資料

13. 参考事例

14. 参考資料

15. 参考事例

16. 参考資料

17. 参考事例

18. 参考資料

19. 参考事例

20. 参考資料

21. 参考事例

22. 参考資料

23. 参考事例

24. 参考資料

25. 参考事例

26. 参考資料

27. 参考事例

28. 参考資料

29. 参考事例

30. 参考資料

31. 参考事例

32. 参考資料

33. 参考事例

34. 参考資料

35. 参考事例

36. 参考資料

37. 参考事例

38. 参考資料

39. 参考事例

40. 参考資料

41. 参考事例

42. 参考資料

43. 参考事例

44. 参考資料

45. 参考事例

46. 参考資料

47. 参考事例

48. 参考資料

49. 参考事例

50. 参考資料

51. 参考事例

52. 参考資料

53. 参考事例

54. 参考資料

55. 参考事例

56. 参考資料

57. 参考事例

58. 参考資料

59. 参考事例

60. 参考資料

61. 参考事例

62. 参考資料

63. 参考事例

64. 参考資料

65. 参考事例

66. 参考資料

67. 参考事例

68. 参考資料

69. 参考事例

70. 参考資料

71. 参考事例

72. 参考資料

73. 参考事例

74. 参考資料

75. 参考事例

76. 参考資料

77. 参考事例

78. 参考資料

79. 参考事例

80. 参考資料

81. 参考事例

82. 参考資料

83. 参考事例

84. 参考資料

85. 参考事例

86. 参考資料

87. 参考事例

88. 参考資料

89. 参考事例

90. 参考資料

91. 参考事例

92. 参考資料

93. 参考事例

94. 参考資料

95. 参考事例

96. 参考資料

97. 参考事例

98. 参考資料

99. 参考事例

100. 参考資料

ケース6: 使途不明の商品券購入費用の損 金性

1. 使途不明の商品券購入費用の損金性

2. 使途不明の商品券購入費用の損金性

3. 使途不明の商品券購入費用の損金性

4. 使途不明の商品券購入費用の損金性

5. 使途不明の商品券購入費用の損金性

6. 使途不明の商品券購入費用の損金性

7. 使途不明の商品券購入費用の損金性

8. 使途不明の商品券購入費用の損金性

9. 使途不明の商品券購入費用の損金性

10. 使途不明の商品券購入費用の損金性

ケース6: 使途不明の商品券購入費用の損金性

1. 使途不明の商品券購入費用の損金性に関する調査

（調査の経緯）

当社は、2019年度に、商品券購入費用の使途不明の金額が、前年度に比べて増加したことが判明した。このため、商品券購入費用の使途不明の金額の増加について、調査を実施した。調査の結果、商品券購入費用の使途不明の金額の増加は、主に、商品券購入費用の使途不明の金額の増加によるものであることが判明した。商品券購入費用の使途不明の金額の増加は、主に、商品券購入費用の使途不明の金額の増加によるものであることが判明した。

商品券購入費用の使途不明の金額の増加は、主に、商品券購入費用の使途不明の金額の増加によるものであることが判明した。商品券購入費用の使途不明の金額の増加は、主に、商品券購入費用の使途不明の金額の増加によるものであることが判明した。商品券購入費用の使途不明の金額の増加は、主に、商品券購入費用の使途不明の金額の増加によるものであることが判明した。

商品券購入費用の使途不明の金額の増加は、主に、商品券購入費用の使途不明の金額の増加によるものであることが判明した。

